

岩手山麓・八幡平周辺重点地域の届出対象行為

重点地域 ※適用除外行為等の詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧ください。(ホームページよりダウンロードできます。)

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m (2) 延べ床面積 10㎡
2 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5m
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの	
③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
④ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡
⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
⑥ 自動車車庫の用途に供する施設	
⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
⑩ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	高さ10m
⑫ 空中線系(その支持物を含む。)	
⑬ 自動販売機(山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m
2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ1.5m (2) 面積100㎡
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ10m (2) 伐採面積300㎡

景観法の主な制度の一覧

